

2012年3月23日

大阪大学学長 平野俊夫殿

大阪大学教職員組合執行委員長 岡本真理



## 団体交渉の申し入れ

本日3月23日、給与規程改正案について団体交渉を行いました。問題点が明らかになりましたので、以下の内容について早急に継続交渉を申し入れます。

(1) 給与基準を改定する必要を満たす条件について、十分な説明をすること。

使用者は、独立行政法人通則法第63条第3項「給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。」を引用した。そのうち、後半の「社会一般の情勢に適合したものとなるように定める」説明は、不十分な多くの問題を含んだが、一応説明する努力をした。しかし、「当該独立行政法人の業務の実績を考慮」という前半の部分については、質問をしても、一切、説明がなされなかった。

今回は財政状況の悪化が原因ではない旨の説明があった。それでは給与引き下げの条件となりうる国立大学法人大阪大学の業務の実績とは何か、理事が出席していながら答えられなかった。使用者は自らの説明責任を果たすために、早急に団体交渉に応じるよう求めます。

(2) 「大阪大学の業務の実績」の説明には、口頭ではなく裏付けとなる資料を準備すること。

われわれ労働者は、給与改訂により生じる費用の総額、その使途、給与改定に該当する・しない職員の数、などの情報を手にすることができない状況にあります。それら基本的な資料が開示されないまま団体交渉を行っても、形式的な議論に終わり、意味をなしません。大学側の責任として、これらの交渉の基礎となる具体的資料を公表し、誠実に交渉することを求めます。

(補足) なお、私たちは大阪大学学長平野俊夫宛に申し入れをしています。返事は、学長名で書くようにしてください。